

## 自立支援医療（精神通院）という国の制度があります

精神的な疾患があり、継続して精神医療を必要とする方に対し、通院・デイケア・精神科訪問看護にかかる医療費の自己負担分が原則 1 割に軽減されます。

ただし精神医療以外のお薬は通常の負担となります。（例：湿布薬・目薬・糖尿病の薬など）

所得に応じて月の上限額が定められます（上限額以上の金額はかかりません）

0円（生活保護世帯）・2500円・5000円・10000円・20000円・上限なし

自立支援受給者証に標記された“指定自立支援医療機関”で使用できます。

### 新規申請

- ✓ 新規申請時には、診断書（当院料金8000円）が必要です。

### 有効期間

- ✓ 自立支援医療（受給者証）の有効期限は1年間です。

### 更新

- ✓ 更新手続きは毎年必要ですが、診断書は2年に1回提出となります。

### 医療機関の変更

- ✓ 医療機関を変更することが出来ます。お住まいの役所で変更手続きをしてください。

## < 当院の新規申請の流れ >

- (1) 退院日が決まりましたら、担当の相談員に「自立支援医療を利用したい」とお伝えください
- (2) 診断書料金 8000円（生活保護世帯は無料）をお支払いください  
※入院費に含めることも可能です。
- (3) 診断書の受け渡し方法を決めてください  
①自宅へ郵送する ②退院時に受け取る ③退院前に取りに来る
- (4) 診断書を持って、役所に申請に行ってください
- (5) 市役所から「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書」の控えを受け取り、初回の外来時に会計窓口に出してください
- (6) 後日、正式な「受給者証」がご自宅に届きましたら、外来受診の際、受給者証を会計窓口にご提示してください